

第5章

障害者施策の総合的展開

第5章

障害者施策の総合的展開

障害者の現状をはじめ、策定委員会委員より寄せられた意見、障害者や障害者関係団体などへのアンケート調査結果、サービス提供事業所等へのヒアリング調査結果、意見交換会で寄せられた意見などを検討して、障害者施策推進のための主要課題を解決する取組みを、総合的に展開していきます。

施策・事業の記載について

本章で位置づけた施策・事業は、「一般事業」、川口市障害者自立支援福祉計画に示されている「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」に区分して掲載しています。

■ 施策・事業の区分

区 分	内 容
■ 一般事業	「自立支援給付」や「地域生活支援事業」に該当しない施策・事業です。
■ 自立支援給付	障害者総合支援法に規定された自立支援給付に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に提供するサービスです。
■ 地域生活支援事業	障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に提供するサービスです。

なお、「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」の各種サービス見込量やその他詳細については、川口市障害者自立支援福祉計画を参照してください。

また、推進事業の方向性欄は、以下の区分に基づき表記しています。

■ 推進事業の方向性欄の表記について

区 分	内 容
維 持	現状のまま継続する事業
拡 充	事業内容を拡大・充実する事業
見直し	事業内容を見直しのうえ継続する事業

基本施策 1 障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進

現 状

障害者総合支援法などの福祉サービスの利用者は、事業者と契約を結ぶなど自己判断を求められることが多く、利用者本人の判断能力が十分ではない場合、適切なサービスの利用が困難になることがあります。こうした不利益を受けることなく、安心して生活を送るためには、知的障害者や精神障害者など支援を必要としている人が、適切に権利擁護のしくみを活用できるように取組むことが必要です。

本市では、県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と成年後見人審判申し立て等を利用した権利擁護の支援、成年後見制度*利用支援事業に取り組んでいますが、利用者が少ない状況にあります。

本計画の基本理念である「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」を実現するためには、障害があることによる生活のしづらさについて、市民一人ひとりが自らの身近な問題として考え、障害者に対する心のバリアフリーが必要です。

本市では、市民が障害及び障害者に対する理解を深められるよう、「広報かわぐち」やホームページを通して啓発活動に取り組んでいるほか、毎年10月25日の「川口市福祉の日」にあわせた社会福祉大会や12月3日から9日の「障害者週間*」を記念した事業を開催しています。また、市内小中学校では教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、障害者への理解を深めるための交流及び共同学習の啓発に取り組むとともに、支援籍学習*を実施し、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育を推進しています。

一方、障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけでなく、地域住民による支えあい活動が活発に行われていることも重要です。地域においては、障害者や家族の悩みの相談、見守りや外出時の付き添いなど、地域での支えあいが必要となる場面が少なくありません。現在、地域住民や町会・自治会、地域福祉活動団体などが、それぞれの場面で、日常的に支えあい活動の取組みを行っています。こうした地域での支えあい活動は、ますます必要性が高まっています。

課 題

障害者権利条約及び障害者基本法の趣旨を踏まえると、障害者が必要な支援を受けながら、自らの選択・決定に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」としてとらえることが重要です。

障害者の高齢化が進む中、「親なき後」の暮らしを見据え、できるだけ自立した生活を送りたいと考える障害者がいる一方、差別や虐待を受けるような人権問題が残されています。障害があっても基本的人権が保障され、不利益を受けることなく、当たり前の市民生活を送ることができるよう、障害者の虐待防止・権利擁護と合理的配慮*に向けた取組みを推進する必要があります。

障害者に対する市民の理解と認識を深めるため、引き続きあらゆる機会をとらえて啓発活動や福祉教育を充実することが必要です。特に、発達障害*や高次脳機能障害*など必ず

しも理解が十分進んでいない障害についての啓発が重要です。

近年、防災・防犯面や福祉の面において、隣近所の声かけや地域での支えあいの重要性が見直されつつあります。障害者にとっても、日常の場面はもとより、大規模災害などの緊急時には周囲の住民の理解と手助けが不可欠です。地域住民の多様な経験や知識を地域（福祉）活動に生かして「地域の福祉力」を高められるよう、地域住民の地域（福祉）活動への参加を促進することが必要になっています。



1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮^{*}への取組み

【取組みの方向性】

障害があっても基本的な権利が保障され、障害者が当たり前の市民生活を送れるよう、虐待や差別を解消するための施策を推進するとともに、社会生活において不利益を被ることのないよう、障害者の権利擁護体制の確立と法律的な手続きや財産管理などを行う成年後見制度^{*}の利用を促進します。

また、障害者や家族が必要な情報を円滑に入手することができるよう、情報提供方法について適切な配慮を行うとともに、必要なときに必要な支援が受けられるよう、コミュニケーション手段の充実を図ります。

コミュニケーション手段のうち、手話通訳者派遣事業については、平成23年度の派遣数が958件となっており、今後も手話通訳者を養成し、意思疎通のための支援に努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

(権利擁護)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
1	障害者等の権利擁護〔障害福祉課、社会福祉協議会ほか〕 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業と、市が実施する成年後見人審判申し立て等を利用した権利擁護の支援を継続して実施します。	拡 充
2	障害者虐待防止センター事業〔障害福祉課〕 新規（平成24年10月開始） 障害者虐待対応の窓口となる「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。	維 持
3	権利擁護体制の充実〔長寿支援課、障害福祉課ほか〕 障害者相談支援センターや地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度 [*] の周知や普及、相談支援などを行いながら、制度の利用につなげる取組みを進めます。	維 持

(合理的配慮への取組み)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
4	「障害者ガイドブック」の内容充実〔障害福祉課〕 障害者に関する福祉サービスについて、ガイドブックを作成し窓口での配布及び市ホームページへの掲載をしています。制度改正等に対応して随時改訂するなど、内容の充実に努めます。	維 持
5	点字・録音広報等の発行〔障害福祉課、社会福祉協議会〕 「広報かわぐち」や「社協だより」などの情報を、点字広報紙、録音テープ及びデジタル録音図書として毎月発行します。	維 持

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
6	選挙における投票環境の整備〔選挙管理委員会〕 郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度の啓発や、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害者の投票環境の整備を図ります。	維持

■ 地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
7	成年後見制度*利用支援事業〔長寿支援課、障害福祉課〕 身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。 また、今後市ホームページを活用するなど制度の周知に努めます。	維持
8	意思疎通支援事業〔障害福祉課〕 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業などを推進します。 また、今後県と連携しながら手話通訳者の養成事業を実施し、登録手話通訳者等の増員に努めます。	拡充

1-2 啓発活動・福祉教育の推進

【取組みの方向性】

市民一人ひとりが障害及び障害者に対する正しい理解を深められるよう、さまざまな機会をとらえて啓発活動と福祉教育を推進します。

毎年実施する障害者週間^{*}記念事業には多くの障害者と市民が参加し、交流を通して障害者への理解を深めています。平成23年度の参加障害者団体数は34団体であり、今後も参加者を増やし、障害者への理解を深められるよう努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
9	障害者の理解と共感を促す地域社会づくりの推進〔障害福祉課〕 身体障害・知的障害・精神障害の3障害のほか、発達障害 [*] や高次脳機能障害 [*] のある人などが地域において安心して社会生活を送ることができるよう、地域住民一人ひとりが障害及び障害者に対する正しい理解を深められるような地域づくりを推進します。 また、障害者に関する不適切な用語についても、国・県と連動し、表現や使用法について改善を図ります。	維持
10	交流及び共同学習の啓発を深める教育の推進〔指導課〕 各学校において、児童生徒の発達段階に応じた交流及び共同学習を実践することができるよう、他教科・領域と連携した指導内容の充実、浸透について、学校訪問等を通して啓発します。	維持
11	ボランティア・福祉教育全体計画等の作成〔指導課〕 市内小中学校の児童生徒に福祉体験学習の機会を提供するなど、教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、教育活動全体を通して計画的に福祉の心の育成に努めます。 また、全体計画及び年間指導計画の作成状況を調査し、教員への指導、働きかけの強化に努めます。	維持
12	福祉教育指導資料集の発行〔指導課〕 国や県の動向を踏まえ、より効果的に児童生徒のボランティアや福祉教育の実践につなげられるよう、最新の情報を収集し研究を行います。	維持
13	研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化〔指導課〕 特別支援教育にも視点をあてた研究委嘱校を推奨します。また、各学校において、社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる児童生徒の育成、生命や自然を大切にする心、相手を尊重する心の育成に努めます。	維持
14	福祉協力校の指定〔指導課〕 小学生に対する福祉の心の啓発と、社会福祉への関心及び理解を深めるため、学校独自の方法により、ボランティア・福祉教育の進め方やボランティア精神の普及方法を推奨しつつ、発達段階に即したボランティア活動・福祉体験活動を進めます。	維持
15	障害者への理解を深めるための教育の推進〔指導課〕 交流及び共同学習を全体計画に位置づけ、児童生徒の障害者に対する理解を深めるとともに、保護者、地域への啓発にも努めます。 また、障害のある児童生徒が、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き、学習活動を行う支援籍学習 [*] を実施し、ノーマライゼーション [*] の理念に基づく教育を推進します。	維持

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
16	精神保健福祉に関する普及啓発〔障害福祉課、保健センター〕 広報紙やホームページなどを活用し、精神障害及び精神障害者を正しく理解するための普及・啓発活動を実施します。 また、精神疾患に対する偏見をなくし、広く一般市民への普及・啓発の方法を検討します。	維持
17	広報の充実〔障害福祉課〕 地域における障害者や施設の活動などを、市のホームページ等で紹介し、障害者への理解や共感の促進に努めます。	拡充
18	「川口市福祉の日」の推進事業の実施〔福祉総務課〕 毎年、10月25日の「川口市福祉の日」にあわせ、社会福祉大会等の事業を実施し、思いやりの心、いたわりあいの心、助けあいの心を、家庭・地域・行政が一体となって広げていきます。	維持
19	障害者週間※記念事業等の開催〔障害福祉課〕 毎年、12月3日から9日までの「障害者週間」を記念し、障害者週間記念事業や市内障害者施設作品展を開催し、市民の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるように努めます。	維持

1-3 地域における支えあい活動の促進

【取組みの方向性】

障害のある人もない人も、すべての人々が、地域においていきいきと自立した生活を送れるよう、ボランティア活動を支援するとともに、地域での人のつながりを大切に、地域住民による支えあい活動を促進します。

平成23年度の市に登録するボランティア団体数は、障害者関係のボランティアを含め304団体となっており、今後もボランティアの育成に努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
20	障害者団体への活動補助〔障害福祉課〕 障害者（当事者）団体が行なう事業に対し、円滑かつ安定的な事業運営ができるよう助成します。	維持
21	障害者団体連絡協議会との連携〔障害福祉課〕 市内の障害者団体が多数加入している「川口市障害者団体連絡協議会」との連携のもと、障害者施策を効率的に推進します。	維持
22	住民参加型福祉サービス事業の推進〔社会福祉協議会〕 市民の参加と協力による助けあいの制度である住民参加型福祉サービスについて、市で実施している事業と類似しているサービスを見直すとともに、住民参加型福祉サービスの利用を促進します。	見直し
23	ボランティア育成事業等の推進〔市民パートナーステーション、社会福祉協議会〕 市民ニーズや必要性の高いボランティアの把握に努めながら、青少年ボランティアスクール、手話講習会や朗読ボランティア入門講習会、ボランティア体験学習等について、青少年ボランティア育成委員会の協力による効率的な事業の実施方法を検討します。また、講習会や体験プログラムの内容の充実を図ります。	拡充
24	ボランティアの登録・紹介・相談〔市民パートナーステーション、社会福祉協議会〕 ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有、社会福祉協議会ボランティアセンターとの事業協力など、市民パートナーステーション（キューボ・ラ内）の活動の充実を図ります。 また、障害者が必要としているボランティアの相談や問合わせに応じられるよう、コーディネート機能を強化するとともに、障害者関係の情報の収集や関係機関との連携、ネットワークの形成を進めます。	拡充
25	ボランティア大学の充実〔社会福祉協議会〕 市民がボランティア大学を通じてさまざまな福祉分野に関する知識・技術を習得することができるよう、市民のボランティア意識の啓発やボランティア活動の活性化、地域福祉の実践者やリーダーの養成、市民の障害に対する理解を深めるためのテーマ設定など、ボランティア大学の充実を図ります。	維持
26	ボランティア団体の活動支援と連携〔障害福祉課〕 障害者の社会参加を促進するため、ボランティア団体の活動等を支援するとともに、障害者団体とボランティア団体との連携を図ります。	維持
27	学校教育における福祉教育の推進〔指導課〕 関係団体と連携し、授業等に障害やボランティア・福祉体験活動を取り上げ、福祉教育を推進します。	維持

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
28	教職員の福祉活動への参加促進〔指導課〕 社会福祉施設や社会教育関係団体等と連携し、積極的に地域の福祉活動に参加するよう、教職員に働きかけます。	維持
29	ボランティアに対する情報提供〔社会福祉協議会〕 国や県、その他各種団体からのボランティアに関する情報を、広報紙やホームページでボランティア団体や福祉施設等に提供します。 また、広報紙「ぼらんていあ川口」を発行し、障害者をはじめ広く市民も身近なところで閲覧することができるよう、新たな設置場所を検討し、市民に対する情報提供の充実を図ります。	拡充
30	民間協力団体との連携強化〔障害福祉課〕 行政と密接な関係を持つ町会・自治会、婦人団体連絡協議会、青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等との連携を深め、各事業への参画を働きかけます。 また、障害者関係団体と民間協力団体との交流や協力体制の構築を促進します。	維持

基本施策 2 地域における障害者の自立支援

現 状

障害者が地域の中で自立して生活を送るためには、さまざまな生活支援サービスや福祉用具を利用し、また経済的な支援を受けながら、その人の生活ニーズにあった支援ネットワークを、一つひとつつくり上げていくことが重要です。

そのためには、障害者とその家族が必要とする介護サービスと、一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場、就労の場などの地域生活基盤が確保されていることが重要です。併せて、障害者とその家族からの相談に応じて、サービス利用に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて利用者とサービス事業者との連絡調整を図り、適切な支援につなげる相談支援も欠かせません。

本市では、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、市内10か所に障害者相談支援センターを設置し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に取り組んできました。しかし、アンケート調査によると、障害者相談支援センターの認知度と利用状況はともに低い状況がみられます。

一方、最近では、施設や病院で生活している人も、できる限り地域で生活していけるような取り組みが進められています。地域で安心して暮らすことができることを理解し、施設や病院で生活している人が地域で生活していこうと意欲を持てるよう、施設や病院、関係機関と連携して地域生活への移行を促進することが必要です。併せて、家族から独立して生活することを希望する人や、家族からの介護が受けられない人も、地域で自立した生活を送れるよう、地域におけるサービス基盤の充実も必要です。

また、発達障害^{*}や高次脳機能障害^{*}などについても、医療的な対応だけでなく地域での生活を支援するという視点からの対応が求められてきており、支援する対象や方法が多様化してきています。

課 題

障害者のニーズが多様化する中、障害者に適切な支援を行えるよう、ケアマネジメント^{*}を活用した相談支援体制の充実を図る必要があります。また、いまだ相談先がわからないといった声に対応し、障害者相談支援センターの周知に取り組むことが必要です。併せて、発達障害や高次脳機能障害など専門的な相談支援の充実や、障害者が病院や学校など身近な相談窓口で行う相談を、必要な支援につなぐしくみづくり、重複障害者や高齢障害者など一つの相談支援機関では対応が難しい場合の関係機関相互の連携の強化などにも取り組む必要があります。

福祉サービスについては、アンケート調査において、相談支援、居宅介護、短期入所、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業の利用意向の割合が高くなっています。今後も、これらのサービス基盤の整備に重点的に取り組むとともに、医療的ケアを伴うサービスなど障害の特性に対応したサービスを充実することも必要です。また、アンケート調査や意見交換会において、「利用手続きの簡素化」やサービスのきめの細か

さを求める意見があげられていました。障害者の高齢化・重度化が進む中で、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、今後、サービスの提供方法を改善することが求められています。

一方、入所施設から地域での生活を希望する人や精神科病院に入院していて受入れ条件が整えば退院可能な人が、地域生活にスムーズに移行できるよう、引き続き住まいの場であるグループホームの整備などを計画的に進めるとともに、施設や病院、関係機関と連携して地域生活への移行を希望する人の退所・退院を支援することが必要です。

さらに、障害者が自立した社会生活を送れるよう、引き続き経済的支援などの生活支援に取り組むことが必要です。



2-1 相談体制の充実

【取組みの方向性】

障害者が、悩みや不安を身近なところで気軽に相談し、適切な指導、援助につながられるよう、障害者相談支援センターの利用を促進します。

また、平成24年度までに市内に設置した10か所の障害者相談支援センター相互の連携や相談員一人ひとりのスキルアップとネットワークの形成を促進し、相談支援体制の充実を図ります。

【推進事業】

■ 一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
31	精神保健福祉相談体制の充実〔障害福祉課、保健センター〕 精神保健福祉士 [*] や保健師を配置し、さまざまなこころの悩みやこころの病気についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。	維持
32	相談窓口の充実〔障害福祉課〕 障害者のさまざまな相談に対応できるよう、相談担当者（ケースワーカー）の資質の向上を図り、窓口で総合的に相談できる体制を充実します。	維持
33	ピアカウンセリング[*]の実施〔障害福祉課〕 市内で活動している視覚障害者や聴覚障害者、精神障害者等の当事者が、悩みを抱える障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心としたしくみづくりを進めます。	維持
34	福祉と保健の協力体制の充実〔障害福祉課、保健センター〕 保健所との連携を強化し、精神障害者に対する保健・医療・福祉の総合的な支援や事業を協力しながら実施します。	維持
35	相談機能の充実〔障害福祉課〕 障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を促進するため、民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携し、相談体制の充実に努めます。また、地区ごとに協議の場を設け、密接な連携を図ります。	拡充

■ 地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
36	<p>相談支援事業（障害者相談支援センター）〔障害福祉課〕</p> <p>障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。</p> <p>相談支援にあたっては、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士[※]等）を配置し、相談支援機能の強化や、研修や定例会等を通じて相談員一人ひとりの資質の向上を図ります。</p>	拡 充

2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実

【取組みの方向性】

地域での障害者の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスの充実に努めるとともに、安定したサービスの提供を図るため、サービス事業者への支援、人材の確保及び資質の向上に努めます。

居宅における主な福祉サービスの中で、平成23年度の補装具の交付・修理件数は715件、日常生活用具給付件数は7,452件、地域活動支援センターは8か所であり、今後も利用者の増加が見込まれ、安定したサービスの提供に努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
37	紙おむつ支給事業の推進〔障害福祉課〕 常時紙おむつを必要とする障害者に対し、紙おむつを支給し経済的負担の軽減に努めます。	維持
38	障害者一時入所施設「しらゆりの家」〔障害福祉課〕 家族の疾病等により一時的に障害者の介護が困難となった場合や、家族の介護負担を軽減するために障害者一時入所施設「しらゆりの家」において一時的に障害者を受入れています。医療的ケアを必要とする人の夜間対応、移送手段の確保などについて検討するとともに、施設については老朽化が進んでいるため、施設のあり方についても検討します。	維持
39	民間による施設建設の支援〔障害福祉課〕 民間による施設建設について、各施設の整備計画を精査のうえ、当該計画が市の施策と合致した場合、適宜必要に応じて建設費や運営費補助を行います。	維持
40	公立施設の有効利用の方策の検討〔障害福祉課〕 障害福祉サービスへの有効利用を図るため、既存の公立施設の利用方法について研究・検討します。	維持
41	ホームヘルパーへの研修の充実〔障害福祉課〕 障害者に適切なサービスを提供できるよう、障害者を介護するホームヘルパーに研修への参加を促進し、資質の向上に努めます。	維持
42	保健福祉専門職の確保〔障害福祉課、保健センターほか〕 障害者の保健福祉の充実を図るため、保健師・看護師・理学療法士*・作業療法士*・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士*など有資格者の確保に努めます。	拡充
43	共用品・共用サービス*の普及・啓発〔障害福祉課〕 身体的な特性や障害の有無に関わらず、より多くの人々が利用しやすい製品、施設、サービス（共用品・共用サービス）の普及・啓発に努めます。	維持
44	全身性障害者介助人派遣事業〔障害福祉課〕 在宅の全身性障害者に対し、市に登録した介助人を派遣し身体介護（入浴、排せつ、食事の介助等）・家事援助（食事の調理、洗濯、掃除等）・見守り・外出時の移動の介助などを行います。	維持
45	ふれあい収集〔収集業務課〕 新規（平成22年6月開始） 家庭ごみを自ら指定のステーションに出すことが困難な、65歳以上で介護保険制度の認定が要介護度1以上の単身者や障害者手帳を所持している単身者等を対象に、家庭ごみの戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行います。	維持

■ 自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
46	<p>訪問系サービス〔障害福祉課〕 障害程度区分を勘案し、ケアマネジメント※により利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。また、サービスについての十分な情報提供に努めるとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、サービス基盤の整備を推進します。</p> <p>（居宅介護） 在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>（重度訪問介護） 重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。</p> <p>（同行援護） 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。</p> <p>（行動援護） 知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。</p> <p>（重度障害者等包括支援） 重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。</p>	維持
47	<p>日中活動系サービス（介護・訓練）〔障害福祉課〕 障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。</p> <p>（生活介護） 常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>（自立訓練（機能訓練※）） 身体障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。</p> <p>（自立訓練（生活訓練）） 知的障害者又は精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。</p> <p>（宿泊型自立訓練） 知的障害者又は精神障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。</p> <p>（療養介護） 医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。</p> <p>（短期入所（ショートステイ）） 自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>	維持
48	<p>補装具の交付・修理〔障害福祉課〕 身体の失われた部位、障害のある部分を補うために用いられる補装具（義肢や装具、車いす等）の購入費又は修理費を支給し、負担の軽減を図ります。</p>	維持

■ 地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
49	入浴サービス事業の推進〔障害福祉課〕 入浴の困難な重度障害者の家庭を巡回入浴車が訪問し、入浴のサービスを行うことにより、障害者の保健衛生の向上を図ります。	維持
50	日常生活用具給付等事業〔障害福祉課〕 日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。 事業を周知し、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。	維持
51	地域活動支援センター事業〔障害福祉課〕 創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1か所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。	拡充
52	日中一時支援事業〔障害福祉課〕 障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。	維持

2-3 地域生活への移行促進

【取組みの方向性】

入所・入院者の地域生活への移行を促進するため、障害者の意向を尊重しながら、社会生活技能を高めるためのプログラムの充実や移行後の地域での暮らしを支える環境の整備を推進します。

また、家族から独立して生活することを希望する人や家族から介護が受けられない人も、地域で自立して生活を送れるよう、市営住宅の整備や既存住宅の改修への助成を行います。

なお、平成23年度の市内のグループホームの施設数は12施設となっており、今後も利用者の増加が見込まれることから、その整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
53	市・県営住宅の入居の確保〔住宅課〕 市営住宅への入居を希望する障害者世帯の抽選時の当選確率に配慮するとともに、県営住宅の情報提供にも努めます。	維持
54	市営住宅の整備〔住宅課〕 平成22年度に策定した川口市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の建て替えを推進し、全戸をバリアフリー対応とするとともに、車いす専用住戸も確保します。	維持
55	住宅改造相談の実施〔建築審査課〕 建築士の協力を得て、耐震補強や安全かつ快適に暮らせる住宅に改修するための増改築、設備の設置等の無料相談会を定期的で開催します。	維持
56	重度障害者居宅改善整備費の助成〔障害福祉課〕 重度の身体障害者が在宅で生活し続けられるよう、段差の解消など住宅の改造工事にかかる費用の一部を助成します（介護保険法又は障害者総合支援法の対象外のもの）。	維持
57	グループホーム等の整備支援〔障害福祉課〕 障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。	維持
58	通過型施設[※]設置の研究〔障害福祉課〕 現在の滞留型施設 [※] のほか通過型施設についても研究し、併せて入所施設の確保に向けた取組みを進めます。	維持

■ 自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
59	地域生活への移行支援〔障害福祉課〕 （地域移行支援） 施設入所者や退院可能精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。 （地域定着支援） 単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。	維持
60	居住系サービス〔障害福祉課〕 自宅での生活が困難な障害者の個々の状況に応じ、入所施設の確保とともに、今後の需要が見込まれるグループホーム等の整備を進めます。 （施設入所支援） 在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 （共同生活介護（ケアホーム）） 単身での生活が困難な障害者に対し、主として夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、又は食事の介護等を行います。 （共同生活援助（グループホーム）） 介護を必要としない障害者に対し、夜間や休日にも共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。 ※平成26年4月よりケアホームはグループホームに一元化されます。	維持

■ 地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
61	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔障害福祉課〕 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。	維持

2-4 生活支援のための施策・制度の推進

【取組みの方向性】

障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知を図ります。

平成24年1月末現在、各手当の支給対象者数は、特別障害者手当が269人、障害児福祉手当が226人、福祉手当が7,023人となっており、今後も支給者数の増加が見込まれることから、引き続き制度の維持に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
62	特別障害者手当の給付〔障害福祉課〕 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に手当を支給します。	維持
63	障害児福祉手当の給付〔障害福祉課〕 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳未満の在宅重度心身障害児に手当を支給します。	維持
64	福祉手当（市の制度）の給付〔障害福祉課〕 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に手当を支給します。	維持
65	福祉資金（生活資金）の貸付〔福祉総務課〕 就学資金、助産費、葬祭費などの臨時的な出費により生活の維持が困難となる世帯に対し、生活の安定を図るための資金の貸付を行います。	維持
66	生活福祉資金の貸付〔社会福祉協議会〕 障害者のいる世帯の経済的自立と生活の向上を図るため、「障害者用自動車購入費」等の福祉資金の貸付を行います。	維持

基本施策3 保健・医療体制の充実

現 状

生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送るためには、毎日の健康づくりに取り組むための支援が重要です。アンケート調査によると、健康面で心配なこととして、身体障害者では「体が痛いこと」、精神障害者では「精神的な不安なこと」がそれぞれ最も多くあげられていました。また、いずれの障害者も生活習慣に起因する心配なこととして、「肥満・運動不足なこと」「食事面や栄養バランスのこと」「生活習慣病のこと」などが高い割合を示しています。

近年、社会生活環境の変化によるストレス等から、心の健康を損なう人が増えています。うつ病をはじめとした精神疾患は年々増加していることから、これまで国において重点的に取り組んできた4大疾病（がん・脳卒中・心臓病・糖尿病）に精神疾患を加え、5大疾病として取り組みを強化することになりました。また、心の病も初期の段階で発見し治療することが必要ですが、心の病の理解が十分でないため、早期の受診に結びつきにくくなっています。本市では、精神保健福祉に関する普及啓発として、保健センターでこころの健康講座やうつ病家族教室、統合失調症家族教室などを開催しています。

また、病気などによる中途障害者も増えており、がん検診などの成人を対象とした健康診査や生活習慣病の予防などを通じて、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めることも重要です。

一方、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むためには、安心して医療機関を受診できる環境を整備することも重要です。市内の医療機関は、概ね整備されていると考えられます。市立医療センターは、地域の中核病院として、小児・周産期・救急医療などの機能を担うことが期待されています。

また、本市では障害の種別や程度に応じて、重度心身障害者医療費や自立支援医療費の支給などにより、負担軽減に取り組んでいます。

■健康面で心配なこと（複数回答）（上位5位）

（単位：％）

区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 （回答者数=253）	体が痛いこと （41.1）	年々、体が動かなくなる こと （36.8）	生活習慣病のこ と （30.8）	肥満・運動不足な こと （30.0）	食事面や栄養パ ランスのこと （22.9）
知的障害者 （回答者数=159）	肥満・運動不足な こと （43.4）	医師や看護師に 症状をうまく伝 えられないこと （32.1）	食事面や栄養パ ランスのこと （25.2）	体調が悪くても、 周りにわかって もらえないこと （22.0）	精神的な不安の こと （19.5）
精神障害者 （回答者数=156）	精神的な不安の こと （62.8）	肥満・運動不足な こと （51.3）	体調が悪くても、 周りにわかって もらえないこと （35.3）	眠れないこと （32.1）	年々、体が動か なくなること 医師や看護師に 症状をうまく伝 えられないこと （ともに31.4）

資料：川口市『川口市障害者自立支援福祉計画に関するアンケート調査結果報告書』平成24年3月

課 題

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図るため、引き続き川口市健康・生きがいづくり計画に基づき、ライフステージを通じた健康づくりを推進することが必要です。特に、精神疾患は生活習慣病と同じく誰もが罹りうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が重要です。

一方、アンケート調査からは、健康面で心配なこととして、知的障害者及び精神障害者では「医師や看護師に症状をうまく伝えられないこと」と回答した人がそれぞれ3割を超えており、障害者がいつでも安心して医療機関を受診できる環境づくりが求められています。

また、心身に重度の障害のある人が身近な地域での生活を可能とするため、本人や家族に対する支援を充実するとともに、保健・医療・福祉など関係機関相互の連携を強化することが必要です。



3-1 保健活動の充実

【取組みの方向性】

生涯にわたって健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送れるよう、障害の初期の段階で、障害を軽減するためのサービスの利用促進と精神的な支援が受けられる体制の充実を図ります。

保健活動の中で、平成23年度の障害者歯科健康診査事業の受診者数は、歯科健康診査と歯科保健指導を合わせて348人となっています。今後も施設の増加に伴い、健診の対象者も増加が見込まれることから、引き続き制度の維持に努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
67	精神保健福祉に関する講座等の開催〔障害福祉課、保健センター〕 統合失調症・うつ病当事者の家族を対象として、疾病の知識や関わり方、保健・福祉制度の情報等を提供する家族教室、うつ病やひきこもり等心の病気に関しては、一般市民も参加できるこころの健康講座等を開催します。	維持
68	がん検診事業の推進〔保健センター〕 がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に向けて、国のがん検診推進事業を実施するとともに、これまでの取組みに加えて、QRコード [※] や地域の公共施設、医療機関を活用しながら、さまざまな世代への受診勧奨に努めます。	拡充
69	ポピュレーションアプローチ[※]の推進〔保健センター〕 健康生活の維持・向上のために、生活習慣病予防、骨粗しょう症予防、食育などの内容を、より身近なところで受講できるよう会場を見直すとともに、介護予防等についても関係機関と連携しながら、各種講座を開催します。	維持
70	障害者歯科の健診〔障害福祉課〕 川口歯科医師会と連携を図りながら、対象となる障害者通所施設に訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。	維持
71	失語症者支援事業及び地域自主グループへの支援〔保健センター〕 脳卒中や事故の後遺症、脳腫瘍などのため、言葉に障害のある人とその家族のため、「ことばのリハビリ教室」を実施します。 また、言葉に障害のある当事者の地域自主グループからの要請に基づき、健康相談等へ保健師の派遣を行います。	維持
72	精神保健福祉連絡協議会の充実〔障害福祉課〕 精神障害者保健福祉の具体的な施策の研究・検討等を行う「川口市精神保健福祉連絡協議会」の活動が活発に行えるよう、教育、高齢者福祉及び子育て支援等との連携の強化に努めます。	維持

3-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

【取組みの方向性】

障害者が、地域においていつでも安心して医療機関を受診することができるよう、医療体制を充実するとともに、保健・医療・福祉等の連携により、障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めます。

また、医療費が過重なものとならないよう、障害者に対する各種医療費助成制度による負担軽減に努めます。

平成23年度末現在、重度心身障害者医療費の助成対象登録者数は10,180人、自立支援医療費（更生医療）支給対象者数は305人です。今後も制度の維持に努めます。

【推進事業】

■一般事業

（医療体制の充実）

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
73	高齢者保健医療の推進〔高齢者保険事業室〕 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の人と、65歳から74歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人であり、後期高齢者医療制度の医療給付を受けることができます。今後も制度の利用推進に努めます。	維持
74	周産期医療体制の充実〔医療センター〕 新生児の救命率の向上と、障害発生防止及び早期発見のため、市内医療機関と連携し、医療センターにおける周産期医療の充実を図ります。 また、分娩施設等において転院搬送が必要と判断される妊産婦や新生児に対し、医療機関に代わり搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター*（県が設置）の効率的な運用を行うとともに、併せて退院準備のための依頼元施設への転院を進め、より多くの患者を受入れます。	維持
75	重症心身障害者への支援〔障害福祉課〕 医療的ケアの必要な重症心身障害者が地域での生活を継続できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問看護や日中活動の場、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実、医療機関との連携を図ります。	維持

（経済的負担の軽減）

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
76	難病*疾患療養費補助金の給付〔障害福祉課〕 難病患者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県特定疾患等医療給付事業と埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業の対象者に対し、療養費の一部を補助します。	維持
77	小児慢性特定疾患手術費見舞金〔障害福祉課〕 小児慢性特定疾患のある子どもの早期治療と健全な育成を図るため、手術を受けた際の見舞金を支給します。	維持

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
78	重度心身障害者医療費の助成〔障害福祉課〕 重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。 なお、現物給付の実施に伴う医療費の増大を抑制するため、適正受診の啓発に努めます。	維持

■ 自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
79	自立支援医療の推進〔障害福祉課〕 心身の障害を除去・軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）費を支給し、負担軽減を図ります。	維持

基本施策 4 障害者の社会活動の支援

現 状

障害者が地域において自立して生活し、生活の質の向上を図るためには、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう支援することにより、障害者が当たり前で働ける社会を実現することが必要です。

本市では、川口公共職業安定所と連携し、障害者就職面接会への参加や一般企業への雇用促進の啓発などを進めているほか、平成18年7月から川口市障害者就労支援センターを開設し、障害者の就労相談を行うとともに、就労希望者への訓練や雇用者への理解啓発などに取り組んでいます。

また、一般企業での就労が困難な障害者に福祉的就労^{*}の場を提供しています。市内の就労移行支援事業所は、平成24年4月には7か所となり、就労支援のための基盤整備が進んできています。福祉施設で働く障害者が地域で自立した生活を実現するためには、工賃水準を引き上げていくことが重要ですが、各事業所においても、自主生産品の開発を進めるなど工賃向上に取り組んでいます。こうしたもとで、平成24年4月に障害者優先調達推進法が施行され、平成25年4月1日から国等による障害者就労施設等からの物品等を優先して調達することになります。

一方、障害者が生涯を通じてスポーツ活動や文化・芸術活動に親しむことは、その感性を育むとともに、自己実現にもつながります。また、活動を通して得られるさまざまな人々との交流は生活の豊かさをもたらします。

本市では、スポーツや文化のイベントとして、県主催の障害者スポーツ大会（彩の国ふれあいピック）への参加を奨励、支援するとともに、毎年12月の障害者週間^{*}にあわせて行う記念事業には、障害者団体や当事者が企画運営を担当しています。

障害者の社会参加を促進するためには、障害者が安全に移動し、その活動範囲を広げられるよう、円滑に利用できる公共交通機関の整備とともに、障害の特性に応じた移動手段を確保することも重要です。

本市では、障害者の社会参加を支援するため、公共交通機関のバリアフリーや利便性の向上を働きかけるとともに、福祉タクシー利用料金の助成や移動支援事業など、障害者の外出支援に取り組んでいます。

課 題

障害者雇用促進法に基づき、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられます。それに伴い、障害者の一般企業への雇用の拡大が期待されることから、川口公共職業安定所をはじめ関係機関との連携を一層強化し、障害者雇用への理解を深める必要があります。

障害者の一般就労を促進するためには、ともに仕事を探すだけでなく、職業習慣を身につけるための訓練や仕事に慣れるまでの指導を必要とする場合があります。また、就労に関わる日常生活の相談等、障害者が働き続けるために支援を求めていることもあります。

これらのニーズを踏まえながら、就労までの訓練や就職先の斡旋、就労後のアフターケアの各段階で、川口市障害者就労支援センターなどの関係機関の連携による支援が求められています。

また、事業主や職場の理解、就労条件など障害者が働き続けるための職場環境づくりに向けて、企業の理解を深める取組みや、福祉施設等における工賃水準の引き上げを含めた就労支援や地域の就労支援ネットワークづくりを進めるなど、工賃の向上に向けた取組みも必要です。

障害者が自らの経験を生かし、その能力を発揮してスポーツ活動や文化・芸術活動に参加できるよう、情報提供や活動の場の確保など、その人らしくいきいきと活動するための支援を充実することが必要です。



4-1 就労の促進

【取組みの方向性】

川口公共職業安定所や川口市障害者就労支援センターと連携しながら、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障害者が可能な限り一般就労できるよう、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。また、一般企業での就労が困難な障害者のために、福祉的就労*の場を充実します。

平成23年度、川口市障害者就労支援センターからの一般就労者数は36人となっています。また、本市職員への障害者雇用率は2.1%となっており、今後も障害者雇用率の引き上げに伴い、障害者の雇用の増加に努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

(一般就労の促進)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
80	働く場の確保〔労政課〕 一般企業への就職を希望する障害者が就労につなげられるように、川口など県南地域の3つの公共職業安定所が主催する障害者就職面接会への参加並びに手話通訳者の派遣、受付や面接ブースへの誘導、開催PRなどの運営に協力します。	維持
81	障害者雇用に関する啓発事業の推進〔労政課〕 埼玉労働局及び川口公共職業安定所と連携しながら、事業主に対する障害者の法定雇用率の引き上げをはじめとする関係法令の周知など、市の広報紙やホームページ等を通じて障害者雇用の理解を深める啓発活動に取組み、障害者の一般企業への就労を促進します。	維持
82	職業訓練・講習の推進〔労政課〕 求職相談の過程において、障害者が訓練等を希望する場合又は専門のカウンセラーにより職業訓練や職業講習の指導を必要とする場合、必要に応じて国立職業リハビリテーションセンターや障害者職業能力開発校で実施している職業訓練、職業講習や高齢・障害・求職者雇用支援機構を紹介し、職業訓練・講習につなげます。	維持
83	職業相談の推進〔労政課〕 求職相談の過程において、専門のカウンセラーにより状況を見極めたうえで、川口公共職業安定所や埼玉障害者職業センターを紹介するなど、これらの関係機関の事業を支援します。	維持
84	障害者雇用機会創出事業〔障害福祉課〕 川口公共職業安定所で実施しているトライアル雇用の周知に努めるとともに、障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所における関わりや、就職した障害者に対するアフターフォローの実施を促進します。	維持
85	障害者就労支援センターの充実〔障害福祉課〕 川口市障害者就労支援センターの周知に努め、障害者の一般企業への就労を促進します。また、職員の資質の向上とセンター機能の充実を図ります。	維持
86	市職員への雇用促進〔職員課〕 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用率を遵守しながら、市職員として障害者の採用を進めます。	維持

(福祉的就労*の充実)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
87	福祉的就労の場の充実〔障害福祉課〕 一般企業での就労が困難な障害者に対し、障害の状態や適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう福祉的就労の場の充実を図ります。	維持
88	官公需の拡大〔関係各課〕 新規(平成25年4月開始) 障害者優先調達推進法に基づき、段階的な就労支援として、封入封緘業務や清掃、印刷業務などを委託することにより、障害者への就労の場を提供します。 また、自主生産品の開発や販路の拡大など、障害者の収入の向上に向けた取組みを支援します。	拡充

■ 自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
89	日中活動系サービス(就労支援)〔障害福祉課〕 障害者の就労訓練の場として就労移行支援や就労継続支援など事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設の整備を推進します。 (就労移行支援) 一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 (就労移行支援(養成施設)) 視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。 (就労継続支援) 一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。 《A型》 事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。 《B型》 雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。	維持

4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

【取組みの方向性】

障害者がより多くの行事や活動へ参加し、楽しむことのできる機会はもとより、スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会を提供し、より充実した生活の支援に努めます。

平成23年度の彩の国ふれあいピックには74人の障害者が参加しており、今後も参加を促進します。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
90	障害者の自立活動の支援〔障害福祉課〕 障害者自らの社会参加を図るため、文化・スポーツ活動への主体的な参加を促進するほか、自主活動や交流を通じて障害者の主体性が助長されるよう支援します。	維持
91	市内公共施設使用料金の減免〔関係各課〕 障害者及びその介護者が市内の公共施設を利用する場合に、使用料等を減免し、障害者の自主的な文化活動やスポーツ活動への参加を促進します。	維持
92	スポーツ大会等への参加促進〔障害福祉課〕 障害者のスポーツ大会への参加を促進するため、県主催の「彩の国ふれあいピック」をはじめとする各レクリエーション大会、スポーツ大会等への参加を支援します。	維持
93	障害者スポーツの振興〔生涯学習課、スポーツ課〕 障害者が親しむことのできるスポーツ種目の普及に努めながら、関係機関との連携のもとで、各種スポーツ大会等への参加を支援します。	維持
94	イベント開催の支援〔障害福祉課〕 障害者に関連する各イベントの開催にあたって、障害者や障害者団体が自ら企画・運営に参画できるよう支援し、その自立を促進します。	維持
95	点字・録音図書の貸し出し〔中央図書館〕 視覚障害等により活字を読むことが困難な人に、点字図書・録音図書の貸出を行います。また、希望する図書等の点訳や音訳を行います。	維持
96	障害者の文化活動への支援〔生涯学習課、文化推進室〕 公民館等の施設において、障害者に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設けるなど障害者の文化活動を支援します。	維持
97	学習機会の充実〔生涯学習課〕 障害者の学習機会を充実するため、障害者を対象とした講座の開設や介護者・手話通訳者等の配置など環境の整備を推進します。	維持
98	学習・文化活動の場の環境整備〔生涯学習課〕 出入口のスロープの設置や通路の改善、点字ブロックや障害者トイレの整備・充実など、学習活動の拠点となる公民館等の施設のバリアフリーを推進します。	維持
99	精神障害者の社会復帰の支援〔障害福祉課、保健センター〕 精神障害者の社会参加を促進するため、社会復帰相談指導事業「ソーシャルクラブ」を実施するとともに、自主グループ活動、精神障害者や支援者が集う地域交流会、地域の当事者の会等を支援します。 また、年々相談が増えているうつ病患者に対し、うつ病家族教室を開催するとともに、川口保健所が開催するうつ病当事者教室のPRに努めます。	維持

4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

【取組みの方向性】

障害者が安全で快適に移動し、その活動範囲を広げられるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

平成23年度の福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成者数は7,940人であり、今後も障害者の社会参加を支援します。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
100	公共交通機関の利便性向上〔都市交通対策室〕 障害者や高齢者も含め、誰もが安心して利用できる公共交通機関とするため、鉄道駅におけるホームドアや内方線付点字ブロックの設置、ノンステップバスの導入など、公共交通機関のバリアフリーを促進します。 また、コミュニティバスについては、ルートの見直し等を行います。	維持
101	補助犬の普及促進〔障害福祉課〕 障害者の自立と社会参加を促進するため、県で実施している補助犬（耳の不自由な人のための聴導犬、体の不自由な人のための介助犬、目の不自由な人のための盲導犬）のPRに努めます。	維持
102	公共料金の割引等の周知〔障害福祉課〕 障害者の外出を支援するため、国もしくは県の施策に基づいて民間事業者が実施している割引制度（公共交通機関の割引制度）の周知に努めます。	維持
103	福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成〔障害福祉課〕 重度心身障害者の外出機会の拡大を図るため、重度心身障害者に福祉タクシー利用料金又はガソリン等の自動車燃料費の一部を助成します。	維持

■地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
104	移動支援事業〔障害福祉課〕 単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 ※介護給付費や介護保険法のサービが優先されます。	維持
105	社会参加促進事業〔障害福祉課〕 障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。 また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。	維持

基本施策 5 障害児とその家庭への支援

現 状

障害児とその保護者が住みなれた地域で安心して生活するためには、発達に心配のある子どもが抱える課題を早期に発見し、早期療育※につなげるとともに、成長段階に応じた支援を行うことが重要です。

本市では、保健センターにおいて乳幼児健康診査の結果、心理面や日常生活習慣等の問題について継続的指導が必要と認められた子どもを対象に二次健診を実施し、療育等の専門的対応が必要な場合には、わかゆり学園等の専門機関につないで、相互に連携しながら支援に取り組んでいます。

また、保育所・幼稚園や留守家庭児童保育室において障害児を受入れるとともに、一般の幼児との交流保育も実施しています。小中学校への特別支援学級の整備や、難聴・言語障害通級指導教室（ことば・きこえの教室）及び発達障害※・情緒障害通級指導教室（そだち・こころの教室）での特別支援教育を実施するとともに、県立特別支援学校に在籍している児童生徒が市立小中学校の通常の学級に支援籍を置き、行事などを中心として交流する支援籍学習※を推進しています。こうした取り組みを通じて、障害児へ適切な保育・教育環境を提供し、健やかな成長を促す取り組みを実施しています。

近年、落ち着きがない、集団生活になじめないなど、発達に心配がある子どもが増加しています。本市では、保育所において保育・発達相談の開催や臨床心理士による巡回指導を行うとともに、学校においても巡回教育相談を通して担任への助言や、特別支援教育コーディネーター※を中心とした特別支援教育校内委員会の活動を通して特別支援教育の充実に取り組んでいます。

一方、障害児の地域生活を支えるため、わかゆり学園に設置された発達支援相談センターと保健センター、障害福祉課等が連携して障害児の家族等の相談に応じながら、必要な支援をしています。

課 題

保育所では、保育士が子どもの発達上の課題に気づいても、保護者に受容してもらうまでに時間がかかり、早期療育につながりにくい現状があります。障害児が社会性や人間関係、生活習慣を身につけられるよう、保育内容を一層充実することが必要です。また、留守家庭児童保育室においては、放課後児童の健全育成を図るため、障害について専門的な知識を有する職員を配置することが必要になっています。

わかゆり学園については、これまでの取り組みを踏まえ、障害児支援をさらに推進するため、児童発達支援センターにおいて相談支援や保育所等訪問支援体制を整備し、機能の充実を図る必要があります。

一方、学校においては、通常学級に通っている発達に心配のある子どもについて、巡回教育相談等による支援体制の整備を進めていますが、特別支援学級の指導者の確保と養成や、通常学級の特別な支援を必要としている子どもに対し、特別支援学級の教諭のノウハ

ウを通常学級の教諭に広めるなど、特別支援教育の充実に向けて更なる取組みが必要です。

また、障害児のライフステージを踏まえ、義務教育終了後の進路について相談ができる体制の充実を図るとともに、インクルーシブ教育*の実施に向けて、研修会を通して通常学級の教員の資質の向上、支援籍学習*の推進など、できるところから着実にともに学ぶ環境づくりを進めることも求められています。

第5章 障害者施策の総合的展開



5-1 早期発見・早期療育[※]

【取組みの方向性】

妊婦健康診査や乳幼児健康診査・健康相談、母子訪問指導など、母子を対象とした保健活動を通じて、障害の原因となる疾病等の予防と障害を早期に発見し、適切な療育につなげる取組みを推進します。

平成23年度の3・4か月児健康診査受診者数は4,865人（受診率92.5%）、1歳6か月児健康診査受診者数は4,848人（受診率88.0%）です。今後も受診率の向上を図るとともに、障害の早期発見、早期療育に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
106	乳幼児健康診査事業の推進〔保健センター〕 個人通知による受診勧奨を推進するとともに、委託医療機関との連携のもとで、健康診査の精度管理に努めます。 また、健康診査後のフォローと3・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査における未受診児の把握に重点を置き、引き続き育児支援に視点をおいた乳幼児健康診査を推進します。	維持
107	乳幼児の健康管理の推進〔保健センター〕 専門スタッフを確保するとともに、出生連絡票の提出があった新生児と乳児の全戸訪問により出生児の全数を把握し、保健指導を通して発育・疾病予防の指導や育児不安の軽減に努めます。 また、相談体制を充実するとともに、関係機関と連携しながら、乳幼児期の月齢に応じた育児教室の開催、乳幼児の保護者に対する相談の場の充実、グループ指導や個別指導への対応などの保健活動の充実を図ります。	維持
108	妊産婦の健康管理の推進〔保健センター〕 妊娠届を出発点とした妊産婦の健康情報をデータ管理するとともに、リスクを抱えた妊婦への早期からの対応を進め、安心して出産・育児に望めるよう、保健指導の充実を図ります。 また、母親教室、両親教室等を開催し、妊婦の健康管理や夫の育児参加を促すとともに、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及、仲間づくりなど妊婦の精神的安定と健康の保持増進に努めます。 今後、妊娠中から産後のうつ病の予防や早期発見のため、産婦人科医と連携、協力を進めながら、母親教室や両親教室の内容、PR方法、休日開催、ニーズ把握等について検討します。	維持

5-2 障害児保育と療育*体制の充実

【取組みの方向性】

保育所及び留守家庭児童保育室等における障害児の受入れ枠の拡充に努めるとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、職員研修等を通じて保育内容の充実を図ります。

また、発育、発達の状況に応じた適切な療育を受けられるよう、家族の気持ちに寄り添いながら、子どもと保護者に対する支援を充実するとともに、将来的に子どもの発達支援を行う総合的な施設の整備に向けて、わかゆり学園で実施している相談機能・療育機能の拡充策や成人期の発達障害*支援の課題等について検討します。

なお、平成23年度末現在で、保育所数は70か所、留守家庭児童保育室数は52か所です。今後も引き続き障害児保育を推進します。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
109	障害児保育の推進〔保育課〕 保育所において障害児を受入れ、集団の中で良好な発達を促すとともに、専門家による適切な診断（意見）に基づく保育を実施します。 また、保育士等の資質の向上と保育内容の充実を図るとともに、保護者との関係も密にしながら相談等を行います。	維持
110	交流保育の推進〔保育課〕 クラスの受入れ人数にも配慮しながら、交流保育として発達の遅れや障害のある幼児と障害のない幼児とのふれあいの機会を確保し、障害のある幼児の発達を促すとともに、障害のない幼児の障害のある幼児に対する理解の促進に努めます。	維持
111	指導の充実と指導体制の確立〔保育課〕 障害児担当保育士の加配やクラスの人数に応じた保育士のバランスに配慮しながら、個々の幼児のケースに合わせた指導に努めます。 また、就学相談等を含め教育相談所や小学校との連携体制を確立し、保育所及び幼稚園における指導や、保護者の意向を聞きながら継続的な相談を実施します。	維持
112	放課後施策の充実〔学務課〕 研修を通して専門的知識を有する指導員を確保しながら、各小学校に設置している留守家庭児童保育室の受入れ枠を拡充し、放課後生活への支援を進めます。	拡充
113	障害児通所施設の充実〔障害福祉課〕 障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うための児童発達支援並びに、放課後や夏休みなどに生活能力向上の訓練を行い、自立を促進するための放課後等デイサービスなどの居場所づくりを推進します。	拡充
114	障害児等療育支援事業の推進〔障害福祉課、わかゆり学園ほか〕 障害の有無に関わらず地域で生活し発達支援を必要とする子どもへの早期療育の中心的役割をさらに高めるため、療育支援事業の充実を図ります。	維持

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
115	子どもの総合的発達支援施設設置の研究〔わかゆり学園ほか〕 障害の有無に関わらず、発達支援が必要な子どもを含めた、療育支援を総合的に行う施設の設置について研究を進めます。	維持
116	障害児（者）生活サポート事業〔障害福祉課〕 在宅の障害者及び家族の地域生活を支援するため、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。	維持

5-3 特別支援教育の推進

【取組みの方向性】

教育現場において、障害のある子どもたちの社会参加と自立を促進するため、一人ひとりの障害特性に応じた教育を推進するとともに、教員に対する研修の実施などを通して指導力の向上に努めます。

平成23年度における市内の特別支援学級設置校は小学校10校（14学級）、中学校9校（10学級）の計19校です。今後も特別支援教育の充実を図ります。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
117	教育相談・就学相談・就学支援の充実〔指導課〕 研修会や学校訪問を通して、各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるように教職員への意識啓発や、専門的知識を有する相談員やカウンセラーを増員し、幼児・児童・生徒及びその保護者への相談支援を充実します。 また、一人ひとりの発達や障害の状況に応じて、持っている力を十分に伸ばすためにはどのような教育が必要かなど、より適正な就学支援の充実を図ります。	拡 充
118	通級による障害児教育の充実〔指導課〕 障害の克服のために、通常の学級に在籍しながら特定の時間に通級指導教室で指導を受けることのできる通級指導体制の拡充について、児童生徒の教育的ニーズや県の動向等を踏まえながら、引き続き県に働きかけます。	維 持
119	交流及び共同学習の推進〔指導課〕 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動をとにもするなど、ふれあいを通して互いを理解し共に支えあう心のバリアフリーを広められるよう、交流及び共同学習、支援籍学習*を推進します。	維 持
120	訪問相談の推進〔指導課〕 訪問相談員が家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の家庭を訪問し、学校復帰に向けて相談・援助にあたる訪問相談を推進します。 また、不登校を未然に防止し、早期に対応するため、教育相談の充実を図ります。	維 持
121	通級指導教室での指導の充実〔指導課〕 難聴・言語障害通級指導教室（ことば・きこえの教室）及び発達障害*・情緒障害通級指導教室（そだち・こころの教室）における個別の指導計画を作成・見直しを行い、児童生徒の特性や障害の状態に応じた指導及び支援の充実を図ります。	維 持
122	特別支援学級への指導補助員の配置〔指導課〕 特別支援学級の効果的な運営とよりきめ細かな指導を行うため、特別支援学級設置校に指導補助員を配置します。	維 持
123	教職員研修の充実〔指導課〕 障害のある児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な知識と技術を系統的に修得するため、実践的・体験的な内容を盛り込んだ研修会を開催します。 また、各学校における特別支援教育の校内研修の充実を図ります。	維 持

基本施策 6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

現 状

障害者が地域で安心して暮らすためには、道路や公共施設などの都市施設が誰にとっても使いやすく整備されていることが大切です。しかし、意見交換の場において、“車いすの場合、歩道が狭いので拡幅してほしい”“歩車道の段差が解消されるのはよいが、視覚障害者には不安なので、縁石だけでもあればよい”“バス停周辺は、道路の縁石を撤去してほしい”など、障害者への配慮を求める意見があげられていました。

本市では、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、平成21年7月には川口市バリアフリー基本構想を策定し、公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設、建築物の一体的なバリアフリーの整備を進めています。

一方、障害者を含めて、誰もが安心して生活を送るためには、災害時要援護者に配慮した防災対策や、障害者が犯罪や事故に巻き込まれないような対策を進めることが必要です。アンケート調査によると、災害時に心配なこととして、「避難所生活は難しい」「自力で避難が難しい」「薬の手配が難しい」などが上位にあげられていました。

本市では、川口市地域防災計画に基づく災害対策を進めてきましたが、東日本大震災では、帰宅困難者対策、避難所開設・運営、放射性物質事故災害対策など、従来の枠組みでは対応できない課題が顕在化しました。このため、市の災害対策を強化するため、平成24年5月に川口市地域防災計画（震災対策編・特殊災害対策編）を修正しました。さらに、災害時に要援護者の避難先となる福祉避難所については、その指定に取り組んでいます。

災害時に支援が必要な障害者・高齢者などが市に登録した情報を地域の民生委員・児童委員や自主防災組織などに提供し、実際に災害が起きたときに、その登録情報をもとに安否確認や避難支援活動などを行うため、平成21年9月から「災害時要援護者登録制度」を実施しています。また、ひとり暮らしの重度身体障害者に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応をするための緊急通報システムも導入しています。

一方、防犯対策については、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、防犯教室、防犯キャンペーンなどの啓発活動や自主防犯組織の育成などに取り組んでいます。

課 題

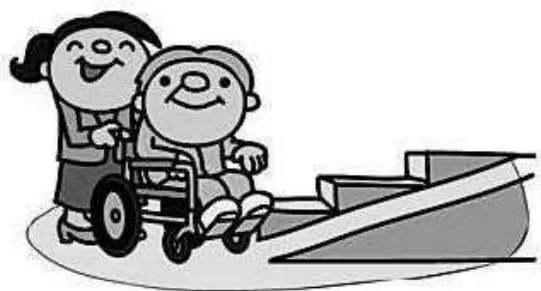
意見交換会の意見からも、市内の道路は安全で円滑な通行に、まだ十分対応できていない状況があります。今後も、すべての人の使いやすさをめざすユニバーサルデザイン*の思想を広めながら、障害の特性によって個々に異なる不自由をできるだけ解消できるよう、障害者の声を反映したまちづくりを着実に進めていく必要があります。また、公共施設等のバリアフリーや放置自転車対策などの課題にも引き続き取り組む必要があります。

東日本大震災を経験し、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が予測されているもとで、大規模災害が発生した際には、障害者や家族のみで、あるいはサー

バス提供事業者等の支援者のみで避難や避難生活に対処することは、難しい状況となることが想定されます。障害者やその家族、支援者等が孤立することなく、地域で助けあえる体制を整備することが必要です。そのためには、障害者やその家族、支援者等も地域の防災関係者等と顔の見える関係づくりを進め、地域の防災に積極的に関わることが重要です。

また、小・中・高等学校等の避難所での避難生活が困難な災害時要援護者の受入れを行う福祉避難所を指定するとともに、食料や飲料水、防災資機材等の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等の検討を行う必要があります。災害時における障害者への情報提供についても、障害の特性に応じた提供方法を検討する必要があります。

一方、障害者は、犯罪や事故の際の対応に困難を伴うことが多いことから、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないよう、障害者の状況に対応した取組みを一層充実する必要があります。



6-1 バリアフリーのまちづくりの推進

【取組みの方向性】

障害の有無に関わらず、すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加することができるように、バリアフリーのまちづくりを総合的に推進します。

また、年齢、性別、国籍、障害の有無などさまざまな個性や特性をお互いに認めあいながら、誰もが利用しやすいように配慮したユニバーサルデザイン[※]の思想を広めます。

平成23年度における市内のバリアフリー化（スロープ設置）された公園は179か所となっており、また、おもいやり駐車場設置箇所数は、公共・民間合わせて127か所となっています。今後もさらに設置箇所の増加を図っていきます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
124	バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進〔建築審査課〕 障害者等の住みよいまちづくりを推進するため、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを推進するとともに、「彩の国人にやさしい建物づくり連絡協議会」の活動を通して、建築関係団体等の福祉のまちづくりに対する意識の高揚に努めます。 また、バリアフリー法における対象建築物の利用円滑化基準の達成、認定による利用円滑化誘導基準の達成のための施策を推進するとともに、事業者と市民が連携してまちづくりを推進するための体制づくりを進めます。	維持
125	川口市バリアフリー基本構想に基づく整備の推進〔都市計画課ほか〕 障害者を含めて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を進めるため、学識経験者・障害者・高齢者・関係事業者からなる協議会を設置し、川口市バリアフリー基本構想に基づき、計画的に公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の一体的なバリアフリー整備を推進します。	維持
126	道路の整備・改善〔道路建設課、街路事業課〕 歩道の拡幅及び新設を推進し、障害者等にとっても通行しやすく、安全でゆとりのある歩道空間の確保など、道路の整備・改善を図ります。	維持
127	歩道における障害物の除去〔道路維持課〕 障害者や高齢者が通行しやすいように、歩道における違法駐車、違法看板や商品陳列、放置自転車等の解消に努めます。	維持
128	公園施設の整備・改善〔公園課〕 公園の出入り口の段差の切り下げ、スロープの設置などを推進し、障害者や高齢者が気軽に利用し、憩える公園の整備や改善を図ります。	拡充
129	うるおいのある水辺環境の創出〔河川課〕 河川改修にあたって、水辺に近づけるようにスロープを設置するなど障害者の利用に配慮した親水空間の整備を推進します。	維持

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
130	土地区画整理事業の推進〔各土地区画整理事務所〕 土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。	維持
131	おもいやり駐車場制度の促進〔都市計画課〕 新規（平成22年1月開始） 公共施設や民間のスーパー等の出入り口付近に設置されている障害者等専用駐車スペース「おもいやり駐車場」の普及に努め、適正利用を促進します。また利用者の増加を見極めながら、障害者等専用駐車スペースを拡充します。	維持

6-2 防災・防犯対策等の充実

【取組みの方向性】

障害者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、防災・防犯対策の充実や消費者被害の未然防止を通して、障害者の安全・安心を確保するための取組みを推進します。

平成24年2月1日現在、災害時要援護者登録制度登録者数は2,902人であり、さらに制度の周知を行い、災害時の要援護者の支援に努めます。

【推進事業】

■ 一般事業

(防災対策)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
132	福祉避難所の整備〔防災課、障害福祉課ほか〕 災害時に小中学校や高等学校等の一次避難所での生活を送ることが困難な障害者などを受入れる福祉避難所を、地域防災計画に位置づけ、安心して避難生活を送れる環境を整備します。	拡 充
133	災害時要援護者登録制度の充実〔長寿支援課、障害福祉課ほか〕 災害時に支援の必要な障害者等を把握するため、「災害時要援護者登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を推進します。 また、平常時から要援護者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図ります。	拡 充
134	災害時の支援体制づくりの推進〔防災課、障害福祉課ほか〕 障害の特性に配慮した情報提供方法や備蓄物資の配置などを地域の関係機関と協議し、障害者の緊急時対応や支援体制を充実します。	拡 充
135	自主防災組織の育成〔防災課〕 町会・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進及び防災リーダーの育成を行い、自主防災組織が災害時に地域の障害者、高齢者等の安否確認と避難誘導が行えるよう啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制を確立します。 また、障害者も参加した防災訓練を各地で実施し、地域で助けあう体制づくりを促進します。	拡 充
136	緊急通報システムWeb 119の推進〔指令課〕 新規（平成24年10月開始） 聴覚や言語に障害のある人が、緊急時周りに音声通話による119番通報を頼める人がいない場合、携帯電話のインターネット接続機能を利用して緊急通報が行えるよう、本システムの周知に努め、利用を促進します。	維 持
137	緊急通報システム事業の推進〔長寿支援課、障害福祉課〕 緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、状況に応じて消防に通報、救急要請などを行います。また受信センターには24時間看護師等が常駐し、健康相談や生活相談に応じ、定期的に電話による安否確認なども行います。	維 持
138	既存建築物耐震改修補助事業の推進〔建築審査課〕 平成24年度から木造以外の戸建住宅や共同住宅にも補助事業の対象を拡大し、国の補助制度を活用した既存建築物の耐震改修事業を進めます。	維 持

(防犯対策、交通安全、消費者被害の防止)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
139	防犯対策の充実〔防犯対策室〕 犯罪被害を防止するため、防犯教室、防犯キャンペーンなど啓発活動の実施や町会等自主防犯組織への支援を行い、地域における防犯活動の充実を図り、警察との連携のもとで、障害者を含め誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	維持
140	交通安全思想の普及〔交通安全対策課〕 障害者や高齢者の交通事故防止を図るため、市民に対し交通ルールの遵守と交通弱者に配慮したマナーの向上などの普及啓発に努めます。	維持
141	消費者被害の未然防止〔市民相談室、経済総務課〕 消費生活相談コーナーと民生委員・児童委員、障害者相談支援センター等が情報を共有し、障害者の悪質商法等の被害防止、啓発に取り組みます。	維持

第6章

計画の推進のために

1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政（市）、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

（1）行政（市）

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

（2）市民

ノーマライゼーション^{*}の理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して十分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取り組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、自らが問題を解決する努力も必要です。

（3）学校

障害への正しい理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育や特別支援教育校内委員会の適正化を図り、福祉教育や特別支援教育、交流活動を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努める必要があります。

また、障害児に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

(4) 関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

(5) 福祉サービス事業者

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組みが求められます。

また、行政（市）、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

(6) 企業等

障害者の自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。

2 計画を円滑に推進するための取組み

本計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

(1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取入れ、ニーズへの対応を図ります。

◆広聴活動の充実

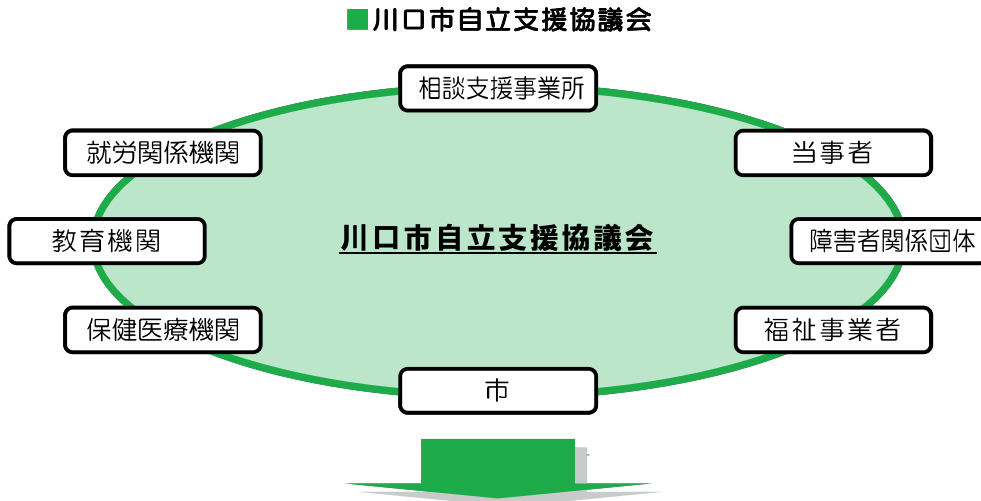
障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

◆計画の評価・見直し

社会状況の変化に的確に対応するため、本計画の進捗状況をできる限り公表できるよう方策を検討します。

◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10か所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。



相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムとして構築し、地域全体の支援力を高める。

- 各機関の単独でなく、ネットワークで取り組む基盤を整備する。
- 地域全体の課題としてとらえ、各機関の知識・経験を蓄積する。
- 取組みの成果を相互に評価する。

(2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取り組みを行っている市町村や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

◆障害保健福祉圏域における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

資料編

1 川口市障害者福祉計画等策定委員会

(1) 川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」及び障害者自立支援法に基づく「障害者自立支援福祉計画」（以下「計画」という。）について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

(1) 現状把握

(2) 事業実施の現況

(3) 事業実施の必要量の把握

(4) 事業実施の設備目標の設定

(5) その他、必要な事項

3 障害者自立支援福祉計画

(1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(2) 地域生活支援事業の実施に関する事項

(3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者団体・関係機関の代表

(3) その他、特に市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い、川口市障害者福祉計画策定委員会要綱及び川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱を廃止する。

(2) 川口市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属等	選出区分
委員長	平野方紹	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 准教授	学識経験者
副委員長	高倉富美子	埼玉県南児童相談所 所長	
委員	新谷仁	川口医師会 副会長	
〃	渡辺夕卫子	埼玉県川口保健所 副所長	
〃	吉田光江	川口公共職業安定所専門援助部門 統括職業指導官	
〃	福田由美子	川口市立校長会 前川小学校長	
〃	山崎豊	川口市障害者施設運営団体連絡会 代表幹事	関係機関
〃	松本哲	川口市自立支援協議会 川口太陽の家施設長	
〃	倉持静江	川口市社会福祉協議会 事務局長	
〃	小巻喜一	社団法人川口市身体障害者福祉会 理事長	障害者関係団体
〃	井出信男	NPO法人ごきげんらいぶ 理事長	
〃	山舗榮子	川口市精神障害者家族会	
〃	中塩照美	川口市民生委員児童委員協議会 朝日地区会長	地域関係者
〃	深澤百合	公募委員	
〃	中山毅	公募委員	

(3) 検討経過

開催日時	議 題	配 付 資 料
第1回 平成24年 7月4日（水） 川口市役所本庁舎2階 第3会議室	(1) 川口市障害者福祉計画の策定に向けて (2) 業務実施スケジュールについて (3) アンケート調査・意見交換会の実施について (4) 現行計画施策・事業の進捗状況について	資料1 川口市障害者福祉計画の策定に向けて 資料2 川口市障害者福祉計画策定事業・実施スケジュール（案） 資料3 川口市障害者福祉計画策定のためのアンケート調査・意見交換会のお願い（案） 資料4 川口市障害者福祉計画進捗状況調査の集計（案）
第2回 平成24年 10月1日（月） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 各種調査からみえてきた課題について (2) 現行計画施策・事業の進捗状況調査の結果について	資料1 各種調査からみえてきた課題等（案） 資料1-1 各調査ごとの課題等 資料2 現行計画の施策・事業 資料2-1 現行計画施策・事業の進捗状況調査の結果について
第3回 平成24年 10月30日（火） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 川口市障害者福祉計画（骨子案）について	資料1 川口市障害者福祉計画（平成25年度～平成29年度）（骨子案） 資料2 （現行計画）の基本テーマと（次期計画）の基本施策の比較他
第4回 平成24年 12月25日（火） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 川口市障害者福祉計画（案）について (2) パブリックコメントの実施について	資料1 川口市障害者福祉計画（案）
第5回 平成25年 2月21日（木） 川口市役所鳩ヶ谷庁舎 305会議室	(1) 川口市障害者福祉計画（案）について (2) パブリックコメントの結果について	資料1 川口市障害者福祉計画（案） 資料2 川口市障害者福祉計画（案）パブリックコメント

2 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会

(1) 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会要領

(設置)

第1条 川口市障害者福祉計画（以下「計画」という。）の原案策定について、委員会に必要事項を情報提供し、委員会を補佐するための川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、計画について必要な次の事項を検討する。

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

(組織)

第3条 専門部会は委員21名以内をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部長、副部会長は福祉部理事とする。
2 部会長は会を総理し、会議の議長となる。
3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は部会長が招集する。
2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 部会長は、必要があると認められたときは、外部を含む関係者・団体等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(2) 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会 委員名簿

役 職	氏 名	職 名
部 会 長	大久保 光 人	福祉部長
副部会長	水 谷 恵 一	福祉部理事
委 員	板 橋 励	政策審議室政策審議員（福祉環境担当）
	小 倉 務	防災課長（次長）
	藤 田 利 幸	かわぐち市民パートナーステーション所長
	石 橋 国 男	保健センター所長
	高 橋 成 人	労政課長
	鹿 島 伸 浩	住宅課長（次長）
	小 嶋 隆 弘	都市計画課長（次長）
	筒 井 毅	建築審査課長
	沢 田 龍 哉	都市整備管理課長（次長）
	池 端 眞 人	医療センター事務局庶務課長（次長）
	斎 藤 均	生涯学習課長（次長）
	山 口 和 伸	指導課長（次長兼所長）
	中 村 智 行	消防総務課次長兼課長（消防監）
	森 田 守	長寿支援課長（次長）
	永 瀧 敏 明	子育て支援課長
間 中 浩 之	保育課長	
鈴 木 利 夫	わかゆり学園長（課長）	

(3) 検討経過

開催日時	議 題	配 付 資 料
第1回 平成24年 6月20日（水） 川口市役所本庁舎2階 第3会議室	(1) 川口市障害者福祉計画の策定について (2) 事業実施スケジュールについて (3) アンケート調査・意見交換会の実施について (4) 現行計画施策・事業の進捗状況調査について	資料1 川口市障害者福祉計画の策定に向けて 資料2 川口市障害者福祉計画策定事業・実施スケジュール（案） 資料3 川口市障害者福祉計画策定のためのアンケート調査・意見交換会のお願い（案） 資料4 川口市障害者福祉計画の策定に伴う現行計画における障害者施策・事業の進捗状況調査について（案）
第2回 平成24年 9月21日（金） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 現行計画施策・事業の進捗状況調査の結果について (2) 各種調査からみえてきた課題について	資料1 現行計画の施策・事業 資料1-1 現行計画施策・事業の進捗状況調査の結果について 資料2 各種調査からみえてきた課題（案） 資料2-1 各調査ごとの課題
第3回 平成24年 10月24日（水） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 川口市障害者福祉計画（骨子案）について	資料1 川口市障害者福祉計画（骨子案） 資料2 （現行計画）の基本テーマと（次期計画）の基本施策の比較他
第4回 平成24年 12月19日（水） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 川口市障害者福祉計画（案）について (2) パブリックコメントの実施について	資料1 川口市障害者福祉計画（案）
第5回 平成25年 2月18日（月） 川口市役所第2庁舎 地下第1・第2会議室	(1) 川口市障害者福祉計画（案）について (2) パブリックコメントの結果について	資料1 川口市障害者福祉計画（案） 資料2 川口市障害者福祉計画（案）パブリックコメント

3 用語解説

【ア】

インクルーシブ教育

障害の有無に関わらず、誰もが地域の学校で共に学び合う教育制度。

障害者基本法第16条第1項で、「国及び地方公共団体は、（中略）可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と規定している。

【カ】

QRコード

Quick Responseに由来し、高速読み取りができるように開発された二次元コード。縦横に情報を格納できるため情報量が多く、数字だけでなく英字や漢字など多言語のデータも格納できる。

機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。

共用品・共用サービス

身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービスのこと。①最初からすべての人々を対象に、適合するよう考える共用設計、②一般製品の利用上の不都合をなくすバリア解消設計、③福祉用具がもとで一般化した福祉目的の設計の3つを包括する概念で、5つの原則（①多様な人々の身体・知覚特性に対応しやすい、②視覚・聴覚・触覚など複数の方法により、わかりやすくコミュニケーションできる、③直感的でわかりやすく、心理負担が少なく操作・利用ができる、④弱い力で扱える、移動・接近が楽など、身体的負担が少なく、利用しやすい、⑤素材・構造・機能・手順・環境などが配慮され、安全に利用できる）が定められている。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケアプランに沿って、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供できるよう調整すること。

高次脳機能障害

病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。

合理的配慮

障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」としている。

【サ】

作業療法士

心身に障害を持つ人が、日常生活や社会生活を再建できるように心身機能の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門家。

支援籍学習

「支援籍」とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く埼玉県独自の学籍である。

例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害の状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者基本法第9条第2項で、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と規定している。

精神保健福祉士

平成9年に設けられた精神保健福祉領域の国家資格。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としている。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

ソーシャル・インクルージョン

すべての人が排除・差別されることなく、互いに認め合い、地域全体で包み込み支えあっていくという考え方。

【タ】

滞留型施設

障害者が長期的に入所及び通所しながら生活する施設。

通過型施設

指導、訓練をすることにより、円滑な社会への適応を図ることを目的とする施設。

特別支援教育コーディネーター

すべての小中学校で教員が指名され、校内の関係者や外部との連絡調整、保護者への相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役など、各学校における特別支援教育の中心的な役割を担う。

【ナ】

内部障害

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓など体の内部の機能障害をいう。

難病

原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には、「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリトマトーデス」「パーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などがあげられる。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方。

【ハ】

発達障害

発達障害者支援法第2条において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と規定されている。

ピアカウンセリング

ピアとは「社会的・法的に地位の等しい人、同等・対等者、同僚」の意。ピアカウンセリングは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や状況にある人に対し、相談援助活動を行うことをいう。主に、社会生活を営む上で必要とされる心構えや生活能力の習得に関する相談・助言、生活指導などを行う。

福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

母体・新生児搬送コーディネーター

搬送先選定に苦慮している産科施設を支援するとともに、安心・安全な出産の場を提供するため、産科施設に入院しているハイリスク妊産婦や、産まれた新生児を別の病院に転院搬送する必要が生じた際に、搬送先を選定する専門職。埼玉県医師会に設置されており、助産師による24時間365日体制が構築されている。

ポピュレーションアプローチ

集団全体に働きかけることや環境整備を行うことにより、集団全体の健康障害のリスクを少しずつ軽減させ、よい方向にシフトさせること。

【マ】

免疫機能障害

ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫の機能の障害をいう。

[ヤ]

ユニバーサル

すべてにわたり一般的なの意。ユニバーサルな社会づくりとは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども、外国人を含むすべての人に安全・安心・快適な社会をつくること。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

[ラ]

理学療法士

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動を行わせたり、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障害や能力障害を改善する専門家。

リハビリテーション

障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざしていくという考え方。

療育

心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成すること。

乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

■障害者のシンボルマーク

シンボル マーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	障害者のための国際 シンボルマーク	障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。
	公益財団法人 日本 障害者リハビリテー ション協会	
	盲人のための国際シ ンボルマーク	世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならぬ」としています。横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがありますが、この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	世界盲人連合 社会福祉法人 日本 盲人福祉委員会	
	聴覚障害者のシンボ ルマーク（国内：耳 マーク）	聴覚障害を示す耳が凶案化されたもので、左記の会などが提唱しています。聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくいと、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	（社）全日本難聴 者・中途失聴者団体 連合会	
	「ハート・プラス」 マーク	心臓疾患などの内部障害*があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会	
	オストメイトマーク	オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。
	公益社団法人日本オ ストミー協会	
	身体障害者補助犬 （ほじょけん）啓発 マーク	補助犬を啓発するために、補助犬を受入れる店の入口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務づけられています。この他にもさまざまなデザインのシールが、補助犬受入れの表示マークとして使われています。
	厚生労働省 社会・援護局	
	身体障害者標識（四 つ葉のクローバーマ ーク）	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	
	聴覚障害者標識（聴 覚障害者マーク）	政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	

資料：埼玉県ホームページ

川口市障害者福祉計画（平成25年度～平成29年度）

平成25年3月

発行 川口市
編集 川口市福祉部障害福祉課
☎332-8601

埼玉県川口市青木二丁目1番1号

TEL：048-258-1110（代表）

FAX：048-256-5650

川口市のホームページ

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>